さんきょう子育て支援定期積金

令和 4 年 6 月 21 日現在適用中

1．商品名	さんきょう子育て支援定期積金
2．取扱対象	個人（個人事業主を含む）の方で、同居家族に契約時点で 20 才以下のお子様を扶養する保護者（原則、父親もしくは母親）の方 ※出産予定の方もご利用できます。
3．掛込期間	3 年（36 回）以上 5 年（60 回）以内（1 ヶ月単位）
4．毎月の掛込金額	1 回につき 10,000 円以上 100,000 円まで（一世帯、お子様お一人につき 100,000 円まで）。1,000 円単位
5．適用利回り	・ご契約時の定期積金店頭表示利率に 0.1%上乗せした「約定年利回り」を満期日まで適用します。 ※金利情勢等の変化により、上乗せ金利の変更もしくはお取扱を中止する場合があります。 ・契約期間内に証書記載の掛込総額に達しない時は解約日における普通預金の利率により計算します。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
6．利息 （給付補填金） (1)利払方法 (2)計算方法	・満期日以降に一括して支払います。 ・契約期間における掛込残高積数に月当たり利回り（年利回りの 1/12)を乗じて計算します。
7．税金	利息(給付補填金)には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 ※令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （マル優制度のご利用はできません）
8．中途解約時の取扱	当金庫がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
9．掛込遅延の場合のご注意	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または証書記載の利回りの割合による(年 365 日の日割計算)遅延利息をいただきます。
10．金利情報	金利は店舗備え付けのデジタルサイネージをご覧になるか窓口にお尋ねください。 ※インターネットホームページにも掲載しています。 ホームページアドレス：http://www.shinkin.co.jp/sankyo

11．特典 (1)「さんきょう子育て支援ローン」のご利用について	・本定期積金契約後、満期までの間に「さんきょう子育て支援ローン」をご利用される場合、同ローンの取扱金利を 0.5%優遇します。（長期プライムレート＋1.0%を＋0.5%とする） 「さんきょう子育て支援ローン」については、当庫所定の審査があり、その取扱いを保証するものではありません。
(2)満期金の定期預金への振替について	・満期金を定期預金に振替えた場合、定期預金契約時の店頭表示 1 年ものスーパー定期預金利率に 0.1%上乗せします。 ・期間 1 年自動継続式。総合口座のお取扱ができます。 ・上乗せ利率の適用は 1 年間とします。当該定期預金の 1 年後以降の満期継続時にはその時点の 1 年もの店頭表示スーパー定期預金利率が適用されます ・振替額は満期金の範囲内とし、増額する場合は金利上乗せの対象となりません。
12．苦情処理措置、紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9：00～17：00）にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間 9：00～17：00）にお申し出下さい。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13．その他	・普通預金からの自動振替による払込ができます ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、当金庫の他の対象預金口座と合わせて、おひとりあたり元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。